

広島県告示第四百二十五号

広島県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

広島県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年広島県告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記様式第1号 (第3条関係)

開 発 登 録 簿 閲 覧 申 請 書
年 月 日
広島県知事様
申請者 住 所
氏 名
(略)
注 (略)

別記様式第1号 (第3条関係)

開 発 登 録 簿 閲 覧 申 請 書
年 月 日
広島県知事様
申請者 住 所
氏 名
(略)
注 (略)

様式第2号 (第6条関係)

開 発 登 録 簿 の 写 し 交 付 申 請 書
年 月 日
広島県知事様
申請者 住 所
氏 名
(略)
注 (略)

様式第2号 (第6条関係)

開 発 登 録 簿 の 写 し 交 付 申 請 書
年 月 日
広島県知事様
申請者 住 所
氏 名
(略)
注 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。